

関川・姫川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「関川・姫川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、関川及び姫川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、関川及び姫川の流域を対象とする。

(事務局)

第4条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、河川管理者である北陸地方整備局高田河川国道事務所(河川管理課)、新潟県上越地域振興局(治水課)及び長野県(河川課)が行う。

(協議会の構成)

第5条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営・進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることが出来る。

(幹事会の構成)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営・進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。
- 5 事務局は、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることが出来る。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 関川及び姫川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- ② 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- ③ 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- ④ その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

3 公表は、広く住民等へ周知を図る視点から、各構成員のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年 9月15日から施行する。

本規約は、令和3年 3月11日から施行する。

関川・姫川流域治水協議会（本会） 構成員

機関名	構成員	備考
妙高市	市長	流域内自治体（関川）
上越市	市長	流域内自治体（関川）
信濃町	町長	流域内自治体（関川）
飯山市	市長	流域内自治体（関川）
糸魚川市	市長	流域内自治体（姫川）
大町市	市長	流域内自治体（姫川）
白馬村	村長	流域内自治体（姫川）
小谷村	村長	流域内自治体（姫川）
新潟県上越地域振興局 地域整備部	部長	河川管理者（関川）
新潟県上越地域振興局 地域整備部上越東維持管理事務所	所長	流域内砂防事業者、河川管理者（関川）
新潟県上越地域振興局 農林振興部	部長	流域内ダム管理者（関川） 流域内治山、林野事業者（関川）
新潟県上越地域振興局 妙高砂防事務所	所長	流域内砂防事業者（関川）
新潟県糸魚川地域振興局 地域整備部	部長	流域内砂防事業者、河川管理者（姫川）
新潟県糸魚川地域振興局 農林振興部	部長	流域内治山、林野事業者（姫川）
長野県 建設部河川課	課長	河川管理者（関川・姫川）
長野県 建設部砂防課	課長	流域内砂防事業者（関川、姫川）
長野県 林務部森林づくり推進課	課長	流域内治山、林野事業者（関川、姫川）
長野県 長野建設事務所	所長	流域内砂防事業者、河川管理者（関川）
長野県 北信建設事務所	所長	流域内砂防事業者、河川管理者（関川）
長野県 大町建設事務所	所長	河川管理者（姫川）
長野県 姫川砂防事務所	所長	流域内砂防事業者 （姫川）
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 新潟水源林整備事務所	所長	流域内林野事業者（関川・姫川）
中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 長野水力センター	所長	流域内ダム管理者（姫川）
農林水産省北陸農政局	地方参事官	流域内農地事業者（関川・姫川） 流域内ダム参画利水者（関川）
農林水産省関東農政局	地方参事官	流域内農地事業者（関川・姫川）
農林水産省関東森林管理局 上越森林管理署	署長	流域内治山、林野事業者（関川・姫川）
国土交通省北陸地方整備局 松本砂防事務所	所長	流域内砂防事業者（姫川）
国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所	所長	河川管理者（関川・姫川）

関川・姫川流域治水協議会・幹事会 構成員

機関名	構成員	備考
妙高市	総務課長	流域内自治体（関川）・防災部局
	建設課長	流域内自治体（関川）・土木下水まちづくり部局
	農林課長	流域内自治体（関川）・農地治山林野部局
上越市	危機管理課長	流域内自治体（関川）・防災部局
	河川海岸砂防課長	流域内自治体（関川）・土木部局
	生活排水対策課長	流域内自治体（関川）・下水道部局
	下水道建設課長	
	都市整備課長	流域内自治体（関川）・まちづくり部局
	農林水産整備課長	流域内自治体（関川）・農地治山林野部局
信濃町	総務課長	流域内自治体（関川）・防災まちづくり部局
	建設水道課長	流域内自治体（関川）・土木下水道部局
飯山市	産業観光課長	流域内自治体（関川）・農地治山林野部局
	危機管理防災課長	流域内自治体（関川）・防災下水まちづくり部局
	道路河川課長	流域内自治体（関川）・土木部局
糸魚川市	農林課長	流域内自治体（関川）・農地林野部局
	消防防災課長	流域内自治体（姫川）・防災部局
	建設課長	流域内自治体（姫川）・土木まちづくり部局
	ガス水道局長	流域内自治体（姫川）・下水道部局
大町市	農林水産課長	流域内自治体（姫川）・農地治山林野部局
	消防防災課長	流域内自治体（姫川）・防災部局
	建設課長	流域内自治体（姫川）・土木部局
白馬村	美麻支所長	流域内自治体（姫川）・下水まちづくり農地治山林野部局
	総務課長	流域内自治体（姫川）・防災部局
	建設課長	流域内自治体（姫川）・土木下水まちづくり部局
小谷村	農政課長	流域内自治体（姫川）・農地治山林野部局
	総務課長	流域内自治体（姫川）・防災まちづくり部局
新潟県上越地域振興局 地域整備部	建設水道課長	流域内自治体（姫川）・土木下水道部局
	観光振興課長	流域内自治体（姫川）・農地治山林野部局
新潟県上越地域振興局 地域整備部上越東維持管理事務所	治水課長	河川管理者（関川）
新潟県上越地域振興局 農林振興部	工務課長	流域内砂防事業者 河川管理者（関川）
	農村計画課長	流域内ダム管理者（関川）
新潟県上越地域振興局 農林振興部	森林施設課長	流域内治山事業者 （関川）
	林業振興課長	流域内林野事業者 （関川）
新潟県上越地域振興局 農林振興部上越東農林事務所	森林施設課長	流域内治山事業者 （関川）
	工務課長	流域内砂防事業者 （関川）
新潟県糸魚川地域振興局 地域整備部	河川・砂防課長	流域内砂防事業者、 河川管理者（姫川）
新潟県糸魚川地域振興局 農林振興部	森林施設課長	流域内治山事業者（姫川）
	林業振興課長	流域内林野事業者（姫川）
長野県 建設部河川課	企画幹	河川管理者 （関川・姫川）
	建設部砂防課	企画幹兼 地すべり係長
長野県 林務部森林づくり推進課	企画幹兼保安林係長	流域内治山・林野事業者 （関川・姫川）
	計画調査課長	流域内砂防事業者、 河川管理者（関川）
長野県 北信建設事務所	整備課長	流域内砂防事業者、 河川管理者（関川）
	建築・整備課長	河川管理者 （姫川）
長野県 姫川砂防事務所	砂防課長	流域内砂防事業者 （姫川）
	主幹	流域内林野事業者 （関川・姫川）
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 新潟水源林整備事務所	制御課長	流域内ダム管理者 （姫川）
農林水産省北陸農政局 農村振興部	設計課長	流域内農地事業者（関川・姫川） 流域内ダム参画利水者
	水利計画官	流域内農地事業者 （関川・姫川）
農林水産省関東農政局 農林振興部	次長	流域内治山・林野事業者 （関川・姫川）
	副所長	流域内砂防事業者 （姫川）
国土交通省北陸地方整備局 松本砂防事務所	副所長	河川管理者 （関川・姫川）